

【 必要となる書類 】

徴収・ 交付の 別	件名	提出書類名	添付する 必要な書 類	記 入 例	書類の提出期限	備考
徴収	徴収金額が3 万円を超える 方で、分割納 付を希望する とき	清算金分割 納付許可申 請書（第2 号様式）		1	令和3年 4月22日（木）	関係する 人に同封
徴収	所有者以外の 者が清算金の 支払を引受け るとき	清算金債務 引受申出書 （様式1）	印鑑登録 証明書	2	令和3年 4月22日（木）	関係する 人に同封
徴収	土地の登記名 義人が亡くな られたため、 相続したとき	清算金債務 承継届（第 15号様 式）	印鑑登録 証明書、 相続関係 書類など		随時	書類が必 要な場合 は連絡し てくださ い
交付	所有者以外の 者に清算金の 交付を譲り渡 すとき	清算金債権 譲渡届出書 （様式3）	印鑑登録 証明書	3	令和3年 4月22日（木）	関係する 人に同封
交付	土地の登記名 義人が亡くな られたため、 相続したとき	清算金債権 承継届（第 16号様 式）	印鑑登録 証明書、 相続関係 書類など		随時	書類が必 要な場合 は連絡し てくださ い
その他	氏名、又は住 所を変更した とき （住所変更は 区画整理に伴 うものを除 く）	氏名等変更 届出書（第 17号様 式）			変更後お早めに	書類が必 要な場合 は連絡し てくださ い

【 今後の予定 】

- 1 「必要となる書類」の表の書類受領後、再計算し、令和3年5月下旬頃、「清算金分割納付許可通知書（第3号様式）」、「清算金交付通知書（第12号様式）」をお送りします。（徴収の方で、分割納付を希望しない方は、令和3年5月下旬頃の送付物はありません。）
- 2 徴収清算金の分割納付は、年2回払いとし、2回目から年0.002%の利子が付きます。徴収金額に応じて分割回数を下表のとおりとします。

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割の回数
3万円を超え 5万円まで	6月	2回
5万円を超え10万円まで	1年	3回
10万円を超え15万円まで	1年6月	4回
15万円を超え20万円まで	2年	5回
20万円を超え25万円まで	2年6月	6回
25万円を超え30万円まで	3年	7回
30万円を超え35万円まで	3年6月	8回
35万円を超え40万円まで	4年	9回
40万円を超え50万円まで	4年6月	10回
50万円を超える	5年	11回

- 3 「清算金分割納付許可申請書（第2号様式）」が期限日までに提出がない場合は、清算金は全額一括徴収となります。
- 4 「清算金債務引受申出書（様式1）」が提出された場合、「清算金債務引受承認通知書（様式2）」を引受けた方に送付し、徴収清算金は引受けた方から徴収します。
- 5 「清算金債権譲渡届出書（様式3）」が提出された場合、交付清算金は譲渡先の方に交付します。
- 6 交付清算金で、相続が発生している場合は「相続届」又は「清算金債権承継届（第16号様式）」等の必要書類の提出がない場合や相続登記が未登記の場合は、住所地を管轄する供託所（法務局）に供託します。
- 7 徴収清算金の場合で、相続人が不明な場合は、法定相続人を調査し法定相続分にに応じて分割し、徴収します。
- 8 清算金徴収の方は、令和3年6月上旬頃に「清算金納入通知書（第4号様式）」を送付しますので、令和3年6月下旬頃の予定で納付をお願いします。
- 9 清算金交付の方は、令和3年5月下旬頃お送りする「清算金交付通知書（第12号様式）」と一緒に「清算金交付請求書（第13号様式）」を同封しますので、必要事項を記入し押印のうえ、提出をお願いします。
- 10 「清算金交付請求書」受領後、順次指定の口座に振り込みます。
- 11 「清算金交付請求書」が期限日までに提出がない場合は、住所地を管轄する供託所（法務局）に供託します。

※供託とは、清算金を国の機関である供託所に預けて、その管理を委ねることです。

※【今後の予定】にある日程は全て予定です。事業の進捗状況により前後することがあります。